

令和8年(2026年)3月3日

総合政策部 人事課

職員の懲戒処分に対する公平委員会の裁決について

■ 趣旨・目的

職員による情報漏洩事案に係る情報公開請求手続きにおける不適切な事務処理に関し、令和7年3月31日付で関係職員に対して行った懲戒処分について、湖南省公平委員会から令和8年2月27日付で原処分を取り消す裁決が出されました。詳細は別添のとおりです。

■ 問い合わせ

担当課名：総合政策部 人事課

担当者名：米津

(電話) 0748-71-2312 (直通)

(FAX) 0748-72-1146

職員の懲戒処分に対する公平委員会の裁決について

職員による情報漏洩事案に係る情報公開請求手続きにおける不適切な事務処理に関し、令和7年3月31日付で関係職員に対して懲戒処分を行いました。

この懲戒処分について、被処分者3名が令和7年6月25日付および同月27日付で湖南省公平委員会へ懲戒処分の取消しを求め、審査請求を行いました。

公平委員会での審査の結果、令和8年2月27日付で懲戒処分を取り消す裁決が出されました。なお、公平委員会の裁決により、当該懲戒処分取消しの効力が生じることになります。

記

1. 取消しの対象となる原処分の内容 ※ 行為当時の職名、年齢（年代）

令和6年5月31日にあった情報公開請求に関して、公開・非公開の判断に際し、不適切な手段を採用した部分公開決定を行ったとして、次の懲戒処分を行った。

(1) 被処分者A（審査請求人A） 部長（50歳代）

- ① 処分年月日 令和7年3月31日
- ② 処分の内容 戒告
- ③ 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号

(2) 被処分者B（審査請求人B） 次長（50歳代）

- ① 処分年月日 令和7年3月31日
- ② 処分の内容 戒告
- ③ 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号

(3) 被処分者C（審査請求人C） 課長（50歳代）

- ① 処分年月日 令和7年3月31日
- ② 処分の内容 戒告
- ③ 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号

2. 審査請求内容

懲戒処分の取消し

3. 公平委員会の裁決

- (1) 裁決年月日 令和8年2月27日
- (2) 裁決の内容 審査請求人A・B・Cに対する懲戒処分を取り消す
- (3) 裁決理由の要旨

- ・懲戒処分は行為の動機、態様等諸般の事情を考慮して決定すべきものであるところ、本件処分事実は懲戒処分を必要とするほどの非違行為に該当しない。
- ・本件処分には社会観念上著しく妥当性を欠いた裁量権の逸脱濫用があって違法な処分である。

4. 市長コメント

公平委員会の裁決を重く受けとめ、今後の対応を検討してまいります。